

松原市小規模事業者融資のご案内

【略称 府連携】(大阪府市町村連携型中小企業融資)

松原市

この制度は、松原市内で事業を営む小規模事業者に対して、事業に必要な資金をあっ旋することにより、小規模事業者の経営の安定を図るものです。

1. 利用資格

松原市内において原則として同一場所で1年以上引き続いて同一事業を営み、当該事業に係る市民税、固定資産税及び水道料金を納期までに完納している小規模事業者で、次のいずれかに該当する方です。

- ・ 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とするものにあつては5人）以下の法人及び個人事業者
- ・ 法人にあつては、現に本市内に1年以上本店を有し、かつ、現に1年以上事業を行い、常に店舗、事務所、工場等（以下「店舗等」という。）を設置しているもの
- ・ 個人事業者にあつては、現に本市内に1年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳登録されており、かつ、現に1年以上事業を行い、常に店舗等を設置しているもの

※ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの制度は利用できません。

- ① 農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合
- ② 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
- ③ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合
- ④ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある場合
- ⑤ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合
- ⑥ 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金用途目的以外に流用されていた場合
- ⑦ 金融機関と取引停止中、又は第1回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
- ⑧ 暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みの際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
- ⑨ 許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合

2. 融資限度額及び融資条件

(1) 融資限度額

- ・500万円

既存の信用保証協会の保証付融資の融資残高【根保証については融資極度額】との合計で2,000万円の範囲内となる新規の申込みに限ります。

この融資は信用保証付ですので、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

(2) 融資条件

資金用途	貸付利率	融資期間	返済方法	据置	信用保証料
運 転	1.4% (固定金利)	5年 以 内	毎月 元金均等 分割返済	6ヶ月 以内	大阪信用保証協会が 定める料率

- ・据置期間中は利息のみの返済となります。

(3) 担保

- ・原則不要

(4) 連帯保証人

個 人	原 則 不 要
株式会社・有限会社	代 表 者
合 資 会 社	無 限 責 任 社 員 全 員
合 名 会 社	原 則 として 社 員 全 員
組 合 ・ 医 療 法 人	原 則 として 理 事 全 員

次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・事業継承予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

3. 融資申込に必要な書類

府所定の「融資申込書（信用保証委託申込書）」及び次の書類が必要です。

なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。

添付書類		確認欄
①	信用保証委託契約書	1
②	申込人（企業）概要	1
③	資産・負債および収入・支出 （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1
④	保証人等明細	1
⑤	「保証協会団信」加入意思確認書	1
⑥	小規模資金に係る融資残高申告書	1
⑦	個人情報取扱いに関する同意書 （当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要）	各1
⑧	印鑑証明書 （発行後3ヶ月以内のもの）	申込者 1
	連帯保証人等	(1)
⑨	納税証明書等（注） 直近2期分	1
⑩	法人の場合 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 （発行後3ヶ月以内のもの）	2
	決算書及び附属明細書（写） 直近2期分	2
	税務署受付印のある確定申告書 （写）直近2期分	2
⑪	個人の場合 確定申告書（写）直近2期分	2
⑫	個人事業者で初回申込の場合、又は完済後2年間保証利用がない場合、住民票抄本（前住所が確認できるもの） （発行後3ヶ月以内のもの）	該当するもの各1通
⑬	申込人又は連帯保証人が外国人での場合、初回申込の場合、又は完済後2年間保証利用がない場合（永住者を除く）は、在留資格の確認できる登録原票記載事項証明書等 （発行後3ヶ月以内のもの）	
⑭	風俗営業を行っていないことの宣誓書（飲食業者のみ）	
⑮	営業に際して、必要となる許認可・届出書の写し （必要業種の場合）	
⑯	申込者が本名以外の通称を使用している場合、同一人であることの念書	
⑰	合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書	
⑱	組合・医療法人の場合、借入についての理事会議事録	
⑲	事業計画書	
⑳	その他必要と認められる書類	

- 「金融機関等による顧客等の本人等に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証等）を求められることがあります。
また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

・(注) 納税証明書等は次の表中から選んで提出してください。

- ・事業税 (注1)
 - ・所得税 (その1又はその3)
 - ・法人税 (その1又はその3)
 - ・府・市町村民税 (所得割又は均等割) (注2)
 - ・法人府民税 (法人税割又は均等割)
 - ・法人市町村民税 (法人税割又は均等割)
- のいずれかの当該事業に係る納付税額の記載のある納税証明書1通 (注3)

なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、次のいずれかに係る納税状況を証する書類1通

事業税・所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類

当該事業に係る税額が発生していない場合に限り、当該事業に係る課税証明でこれに代えることができる。

(注1)

事業税の納税証明書で、「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取り扱いません。

(注2)

府・市町村民税で地方税法の規定により、障害者控除額又は寡婦(夫)控除額を控除されたため所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で府・市町村民税の所得割のあるものとみなします。

(注3)

完納を証するものとは、税額を有し、かつ、申込日以前1年間に納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む)到来のものが全額納付されているものをいいます。なお、課税額ゼロの場合のみ、課税証明書による取り扱いが可能です。

4. 取扱金融機関

- 池田泉州銀行 松原支店
- 大阪信用金庫 松原支店・天美支店
- 大阪シティ信用金庫 松原支店
- 成協信用組合 松原支店・天美支店
- 大同信用組合 松原支店

5. 申込受付場所・期間

市役所市民生活部産業振興課 商工労働係 電話 334-1550 (代表)

4月1日から翌年3月31日まで

- ・なお取扱期間中であっても一定額に達したときは、受付を中止する場合があります。

6. 違反行為

融資を受けた資金について、不正又は資金使途以外に使用した場合、直ちに返還していただきます。

7. 信用保証料補給

当該融資決定後、大阪信用保証協会に信用保証料として支払った金額を、「松原市小規模事業者融資あつ旋並びに信用保証料補給金及び利子補給金交付規則」に基づき申請があった場合、融資実行後に全額補助いたします。

8. 利子補給

当該融資を約定どおり完済した方に、「松原市小規模事業者融資あつ旋並びに信用保証料補給金及び利子補給金交付規則」に基づき申請があった場合、利子の2分の1を補給いたします。

- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込受付後、審査し、保証及び融資の諾否、決定金額について通知されます。
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような業者は、大阪府、松原市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の課程で、必要な書類を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

融 資 対 象 業 種 表

- | | |
|---|--|
| 1. 製造業
物品の加工修理業を含む | 8. 運送業 |
| 2. 鉱業 | 9. 通運事業 |
| 3. 土石採取業 | 10. 倉庫業
物品の寄託を受け、これを保管する業
を含む |
| 4. 木材伐出業 | 11. 印刷業 |
| 5. 建設業 | 12. 出版業 |
| 6. 物品販売業
動植物その他普通に物品といわない
ものの販売業を含む | 13. 飲食店業 |
| 7. 不動産業
不動産代理業・不動産管理業・仲介
業・土地売買業を除く | 14. ガス供給業 |
| | 15. 損害保険代理業 |
| | 16. サービス業
大阪信用保証協会にて取扱いできるも
のに限る |

(備考)

特に定める場合を除くほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は風俗関連営業に該当するものを除く

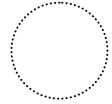
年 月 日

事業計画書

大阪信用保証協会 御中

住 所

氏 名



※新規事業（事業転換、事業の多角化）を行う場合、別途、「新規事業計画書」を提出してください。

1. 今後の努力（頑張る）目標

1) 事業概要(事業の現況)※「新規事業計画書」に記入する場合は不要

2) 事業特性(企業の強み)

3) 今後の取組み

2. 事業計画の内容(現状を踏まえて具体的に記載してください。) ※「新規事業計画書」に記入する場合は不要

該当するものに○をつけ、具体的な内容を記載してください。(複数可)

- イ 新商品・新サービスの開発
 - ロ 新たな販路・顧客の開拓
 - ハ その他事業企業規模の拡大につながる取組
 - ニ 製造原価又は仕入価格における改善(生産設備、生産ラインの変更、原材料費・外注費の削減 等)
 - ホ 販売又はサービス提供における改善(受注・販売方式の変更、販売価格の変更 等)
 - ヘ 経費面又は財務面における改善(広告宣伝費・通信費の削減、固定資産の売却・圧縮 等)
 - ト その他 ()
- 〈具体的な内容〉

3. 必要な資金および調達方法 ※「新規事業計画書」に記入する場合は不要

1) 必要資金額及びその根拠(イ～チの該当するものに○をつけ、具体的な内容を記載してください。)

必要資金額		必要資金額の根拠〈具体的な内容〉
《運転資金》		
イ 増加運転資金	千円	
ロ 商品・原材料仕入資金	千円	
ハ 買掛・手形決済資金	千円	
ニ 諸経費支払資金	千円	
ホ その他	千円	
()		
《設備資金》		
ヘ 土地・建物	千円	
ト 機械	千円	
チ その他	千円	
()		
合計(★)	千円	

2) 必要資金額の調達先

(単位：千円)

調達先	本融資による借入	政府系金融機関からの借入	民間金融機関からの借入	自己資金	その他	合計 上表(★)と同額
金額						

4. 事業計画による効果 ※「新規事業計画書」に記入する場合は不要

(単位：千円)

	直近決算	現時点	初年度	2年度	3年度
売上高					
経常損益					
当期損益					

小規模資金申込に係る融資残高申請書

平成 年 月 日

大阪信用保証協会 御中

住 所 _____

会 社 名 _____

氏名または _____

代 表 者 _____ 実印

私は、大阪府融資制度の小規模資金（※）を申込するにあたり、信用保証協会の利用残高は以下のとおりであることを申告します。

私の申告が後日、事実でないことが判明し、融資限度額等の要件に抵触したことにより小規模資金が利用できない場合であっても、貴協会に対し一切意義は述べません。

協 会 名	融資残高※ (根保証の場合は極度額)	残高を確認した日
大阪信用保証協会	千円	平成 年 月 日
その他の協会	千円	平成 年 月 日

※千円単位で記入ください

※ 小規模資金は申込時点の他の信用保証協会を含む利用残高（根保証においては極度額）と今回の申込額が2,000万円以内であることが必要です。

以上

(大阪府連携型融資用)

個人情報の提供に関する同意書

年 月 日

松原市長 殿
大阪信用保証協会 御中

住 所

名 前

実印

大阪府市町村連携型融資制度を利用するにあたり、松原市が保有する私に関する名前・住所・連絡先等、属性に関する情報を、保証利用状況の確認のため、貴協会に対して提供することについて同意いたします。

また、貴協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報が、保証利用状況の確認のため、松原市に対して提供されることについて同意いたします。

- ① 名前・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ② 保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報（過去のものを含む。）

(大阪府連携型融資用)

個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

取扱金融機関

御中

住 所

氏 名

実印

私は、貴行を融資金融機関として、大阪府市町村連携型融資制度の利用にすることにあたり、以下に掲げる私に関する個人情報を、融資利用状況および融資利用可能性の確認、融資に際しての判断ならびに融資取引の継続的な管理等のため、取扱うことについて同意いたします。また、あわせて、同情報を以下に掲げる利用目的のため、松原市に対して、提供することについて同意いたします。

1. 提供する個人情報

- ① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報・決算・税務申告に関する情報・他協会利用状況等、信用保証委託申込書並びに申込時及び申込後提出する書類に記載されたすべての情報
- ② 取扱商品・サービス内容・取引先等、経営内容に関する情報
- ③ 預金残高情報（過去のものを含む）
- ④ 融資残高・返済状況等、与信取引内容に関する情報（過去のものを含む）
- ⑤ 借入期間・金利・弁済額・弁済日・支払利息等、本取引に関する情報
- ⑥ 延滞状況を含む本取引の弁済に関する情報
- ⑦ 期限の利益喪失・法的整理・手形不渡等、事故発生に関する情報
- ⑧ 所有資産・与信取引状況等、返済能力に関する情報

2. 松原市における利用目的

- ① 保証・融資利用状況の確認
- ② 保証・融資利用可能性の確認
- ③ 経営・金融・各種制度利用の相談の受付
- ④ 保証・融資申込の受付
- ⑤ 本人確認・保証・融資利用資格の確認
- ⑥ 保証・融資取引の継続的な管理および解約後の事後管理
- ⑦ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑧ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑨ 市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
- ⑩ 各種保証・融資制度利用のご案内
- ⑪ 利子補給・保証料補給
- ⑫ その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

様式第1号(第12条関係)

年 月 日

松原市長 殿

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

松原市小規模事業者融資信用保証料補給金支給申請書

松原市小規模事業者融資信用保証料補給金の支給を下記のとおり受けたいので、松原市小規模事業者融資あつ旋並びに信用保証料補給金交付及び利子補給金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

支給を受けようとする補給金の額 金 円

平成 年 月 日

取扱金融機関

様

申請者
住 所
商 号
氏 名

印

松原市小規模事業者融資あつ旋借入金証明願

今般、松原市小規模事業者融資あつ旋信用保証料補給金支給申請の件について、松原市に提出する必要がありますので、下記について証明願います。

記

松原市小規模事業者融資あつ旋融資返済予定明細及び払込保証料証明書

借入者	住所	
	商号	
	氏名	
融資金額		円
貸付年月日	平成 年 月 日	
約定最終返済日	平成 年 月 日	
信用保証料		円

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

取扱金融機関

印

様式第2号(第14条関係)

年 月 日

松原市長 殿

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

松原市小規模事業者融資利子補給金支給申請書

松原市小規模事業者融資利子補給金の支給を下記のとおり受けたいので、松原市小規模事業者融資あつ旋並びに信用保証料補給金交付及び利子補給金交付規則第14条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

支給を受けようとする補給金の額 金 円

平成 年 月 日

取扱金融機関

様

申請者
住 所
商 号
氏 名

印

松原市小規模事業者融資あつ旋借入金完済証明願

今般、松原市小規模事業者融資あつ旋利子補給金支給申請の件について、松原市に提出する必要がありますので、下記について証明願います。

記

松原市小規模事業者融資あつ旋借入金完済証明書

借入者	住所				
	商号				
	氏名				
融資金額				円	
貸付年月日	平成	年	月	日	
完済年月日	平成	年	月	日	
融資期間			ヶ月	貸付利率	%
利子合計額				円	
約定返済	し た・しなかった				

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日

取扱金融機関

印